

岩手県告示第595号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成21年7月14日から同年8月13日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成21年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 日本創環株式会社 一関市弥栄字釜の沢38番地19号

(2) 代表者の氏名 渡邊 一郎

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 一関市弥栄字大奈良79番5、391番、392番3、393番、394番及び417番

3 産業廃棄物処理施設の種類 管理型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類

5 申請年月日 平成21年1月30日